

中古住宅取得支援

山形県では、良質な中古住宅の流通のため、中古住宅を購入した方へ補助金を交付します。

●支援金額・要件等

	移住・新婚・子育て世帯	一般世帯
補助金額※	最大40万円	最大30万円
対象者	自ら居住するために中古住宅を購入した、所得が1200万円以下の方	
対象住宅	完成後2年超の住宅又は居住実績がある住宅 既存住宅売買瑕疵保険 に加入している又は住宅瑕疵担保保険責任期間中である住宅	
補助要件	住宅の購入費を対象とした、返済期間が10年以上50年以内の住宅ローンを金融機関と契約すること	

移住世帯	平成30年4月1日以降に山形県内へ移住した世帯員がいる世帯
新婚世帯	申請日において婚姻した日から5年以内である世帯
子育て世帯	平成17年4月2日以降に生まれた子がいる世帯（出産予定を含む）

※補助金額は住宅ローンに応じて算定します。

●募集・手続き・窓口

募集戸数：25戸

募集期間：令和5年4月5日(水)～（先着順）

申請方法：住宅ローンを契約後、交付申請兼実績報告書を窓口に出す。

申請窓口：購入した中古住宅の所在地を所管する総合支庁建築課（P3参照）

●問合せ先 023-630-2154

山形県 県土整備部 建築住宅課 住まいづくり支援担当

制度の詳しい内容はこちら➡



あんしん!既存住宅売買瑕疵保険って知ってる?

既存住宅売買瑕疵保険とは、中古住宅の「**検査**」と「**保証**」がセットになった保険制度で、国の指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人が提供しています。

検査

加入時、住宅の基本的な性能について、専門の建築士による検査に合格する必要があるため、安心が確認された中古住宅を取得できます。

保証

購入後、中古住宅に構造上の不具合や雨漏り等が見つかった場合に保証されるので、しっかり修繕することができます。



「売主が宅建業者の場合」と「売主が宅建業者以外(個人間売買)の場合」で加入方法が異なります。詳細は、住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページにてご確認ください。

問い合わせ先 一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会 電話:03-3580-0236
ホームページ <https://www.kashihoken.or.jp/>

参考資料:一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会ホームページ